

田子町在住の原状回復対策推進協議会委員からの

お尋ねに対する回答

2. 仮設浄化プラントについて

質問；仮設浄化プラントは、SS（浮遊物質）の除去を目的とし、有害物質が除去されないのであれば、そもそも浄化施設の意味をなしておらず、何のための浄化施設なのか。

- ① 設計仕様書を見せて頂きたい。
- ② 設計変更などにより有害物質を完全に除去し、仮設とはいっても飲める水（上水）のレベルになるまで浄化して頂きたい。
- ③ 水質管理を常時できないか。

回答；仮設浄化プラントは、浸出水処理施設が完成する平成17年5月までの間、ラグーン入口に設置して、懸濁物質であるSS（浮遊物質）の低減を図るものであります。

なお、SSが低減することにより、浸出水中の浮遊物質に吸着された状態で存在する有害物質の低減も期待されています。

現在、仮設浄化プラントは3月2日に稼働を開始しており、処理前の原水と処理後の放流水の採水を2日に行いました。この水質分析が出た時点において、原状回復対策推進協議会や住民の方々へ公表したいと考えています。

- ① 発注仕様書は、現地事務所から届けます。
- ② 仮設浄化プラントは、これまで合同検討委員会の技術部会で浄化フロー等の検討を行い、懸濁物質の除去を目的として第4回の合同検討委員会の承認を受け、県が凝集沈殿と砂ろ過の方式を採用したものであり、飲用レベルでの浄化は困難です。
- ③ 放流水については、pH、濁度、水温の常時監視を行い、SS、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）については月1回、ダイオキシン類については年4回水質分析し、周辺環境モニタリングのデータとともに公表を行い、地元住民の理解を得るよう努めて参ります。

3. 表面遮水工について

質問：中央池の水を春先融雪前に処理し、ラグーンに浸透しないよう遮水する工事を春から（平成16年度）直ちに実施すべきではないか。

回答：中央池の水処理につきましては、1月7日の住民説明会でも質問が出て、回答しておりますが、県としても中央池の水を早く処理しなければならないと思っています。

しかし、現況は旧沢部に位置することから、大規模な土地の整形をする必要があり、これらの造成工事による汚染拡散リスクは非常に大きいと考えられます。

したがって、一刻も早く浸出水処理施設、浸出水貯留池、防災調整池を完成し、遮水壁に着手し、集水ピットが出来た時点で水を抜きたいと考えています。

また、表面遮水工は中央池の水処理後に造成を行いたいと考えています。

5. モニタリング調査について

質問：水質などについては、常時観測していくシステムが必要ではないのか。

今後現場内の廃棄物の有害性の調査などが必要と考えられることから、町の意向を十分勘案して頂きたい。

生態系や生物に対する影響調査と対策については、具体的にどこの組織・機関の何という先生等に依頼しているのか教えて頂きたい。

回答：八戸工業大学で電気伝導度等の連続監視を行うこととしているので、その監視データの提供、公表について協力を依頼したいと考えています。

生物調査については、弘前大学の教授、県の研究機関、地元の研究者等に相談しております。

これらの方をメンバーとする生物影響調査評価委員会（仮称）を設置して生物モニタリング手法の検討や調査結果の評価を行ってもらうことを検討中です。

6. その他

質問；①ラグーンを含む現場及びその周辺の地質断面の詳細な調査を実施し、把握すること。

回答；これまで、不法投棄現場及びラグーンの調査として高密度電気探査やポーリング調査により、地質断面図を作成し、原状回復対策推進協議会や住民説明会で公表しています。

浸出水処理施設と浸出水貯留池の規模は、廃棄物最終処分場設計に用いられる方法を用いて決定しています。この方法は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領（社団法人 全国都市清掃会議）」に基づいたもので、一般的に浸出水処理施設の規模設定に用いられる方法です。

雨水調整池は、青森県の基準である「河川事業と森林法に基づく開発許可との調整に関する事務処理の手引き（案）（青森県土木部河川課）」に基づき設計しています。

質問；②現場内の水がどのように流れ、浸出し、どこに行っているのかきちんと分かる調査を行い、その対策を直ちに実施すること。

回答；田子町の委員の方々から提案された、不法投棄物と地層の透水係数については、岩手県が行ったシミュレーションの考え方と同様であると思われることから、第4回、第5回の合同検討委員会で委員の方々から、『不法投棄廃棄物の透水係数を予測することは非常に困難であり、参考資料程度と考えるべきである』との提言を受けております。

また、現場からの浸出水の流れを把握するためには、『周辺でのモニタリングが大切である』との提言もあります。

以上の提言を踏まえ、本県では不法投棄現場内の水の流れだけでなく、現場からの流出、ラグーンからの流出、さらには下流の新旧水源地を含む一帯までの表流水や地下水の流れについて、複数の調査手法（地下水位観測、高密度電気探査、流量観測、トレーサー試験、水質分析等）を用いてその把握に努めて参りました。

その結果、現場内の地下水の流れについては、現段階において以下の状況を把握しております。

《現場内の地下水の流れ》

現場内の地下水は、平面的には南西端に位置する谷の出口付近に向かって、ほぼ収束するような流れとなっています。

また、垂直方向の流れとしては、廃棄物の下位に難透水性基盤である凝灰角礫岩が伏在していることから、地下水の浸透はその凝灰角礫岩の上面ですべて止められ、やはり地形的に低くなっている西側に側方流動していると推定されます。

これらのことから、現場内（青森県側）の地下水は、その大半が大局的には南西端に位置する谷の出口付近に向かって流れ、その西側斜面からラグーンの方に向かって流下しているものと考えられます。

《現場内の地下水の流れに対する対策》

本県としては、周辺環境への汚染拡散防止対策については、現場内だけでなく下流側への水の流れを包括的に把握した上で、最も適切な対策を講じるように計画しております。

また、その対策の効果については、周辺環境モニタリングの実施によって適切に監視していくとともに、周辺住民の方々へ、広く情報公開を行っていく考えです。

質問；③これらのことと明確にした上で、青森県が地元住民や県民、消費者にアピールすること。

回答；今後とも、原状回復対策推進協議会や住民説明会での公表や県のホームページの活用等、地元住民や県民、消費者の理解を求めて参ります。

平成16年1月28日

青森県県境再生対策長殿

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

委員 宇藤 安貴子
委員 桧本 重幸
委員 畠山 嘉昭
委員 松橋 良則
委員 柳田 慶一

青森県の対応についてお尋ねしたい事項について

平成16年1月10日開催の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において、田子町代表委員からの要望により文書でもって質疑や意見を申し述べ、文書で回答を求めることが承認されたことを受け、下記のとおり質疑及び意見があるのでお尋ね申し上げ、2月末日までにご回答いただくようお願い申し上げます。

記

1 平成16年1月7日開催住民説明会について

知事がお出でになって挨拶の中で県の考え方を表明したことは評価するが、残念なことは原状回復・環境再生についてこれまで全国一であった香川県豊島以上にきちんと誇れるようになりますと言って頂けなかったことです。また、質疑の時間制約により質疑の途中で終わってしまい、説明がし尽くされたとは、住民誰一人として思っていません。そのことを青森県は十分認識し、これらの件が説明しつくされが終わったと考えて頂いては困ります。今後は、地元田子町の方から説明して頂きたい点について申し入れをしますので、その点についての説明会を隨時・適宜住民の納得と理解が得られるように実施して頂くよう要望いたします。

2 仮設浄化プラントについて

県の説明では、SS（浮遊物質）を除去することを目的としているようだが、これは単なる水の中の雑分・雑物で有害物質の除去がなされない。有害なVOC（揮発性有機化合物）は除去できるものではないと、いみじくも請負人のクボタの現場代理人も住民説明会で明言したように、そもそも浄化施設の意味をなしていないのではないか。何のための浄化施設なのか。

既に1億2千万円もかけて入札が終わってしまってからは、どうしようもないが県費の無駄遣いとなる。そこで、住民説明会で説明のあったように、

- ① 性能発注ということについて、設計仕様書を見せて頂きたい。その内容を開示し住民に知らせるため、回答期限を待たず早急に設計仕様書を町当局に手交して頂きたい。
- ② 設計変更などにより、現場内の浸出水調査結果で検出された、ジクロロメタン、ベンゼン、ホウ素等の有害物質を完全に除去するようにして、仮設とはいっても飲める水（上水）のレベルになるまで浄化するようにして頂きたい。このことによって県費が効果的に執行されるのではないか。
- ③ 水質管理は月1回とあるが、當時出来るように出来ないのか。例えばイワナ等の水生生物で放流水を常時観測することも出来るのではないか。



3 表面遮水工について

住民が一番心配しているのは、現場中央に溜まっている池の水が最も汚染されており、そこからラグーンに少しずつ浸み出していることである。その所に染みこむ水を遮断し、この池の水を処理することが最も緊急を要することではないのか。今回の工事はまるでやりやすい平らなところに手を付けたということで、それは発注済みでしょうがないが、県の実施計画に対する町の意見でも申し上げたように、中央池の水を春先融雪前に処理し、ラグーンに浸透しないように遮水する工事を春から（16年度当初）から直ちに実施すべきではないか。

4 以上の2及び3の2点は、まるで県の宣伝のために手を付けただけであって、その効果は全くないに等しいのではないだろうかと、多くの住民の声があることを認識して頂きたい。

5 モニタリング調査について

県の実施計画に対する町の意見でも申し上げたように、水質などについては常時観測していくシステムが必要ではないのか。また、今後現場内の廃棄物の有害性の調査などが必要と考えられ、これらについては、町を通じて提案をしていきたいと考えているので、この町の意向を十分勘案して頂きたい。

また、10月の住民説明会で住民から質疑のあった、生態系や生物に対する影響の調査とその対策について、専門家に尋ねると回答しているが、具体的にどこの組織・機関の何という先生なり人物に依頼しているのか教えて頂きたい。（聞きっぱなしでは困る、きちんと対応して頂きたい）

6 その他（知事の言われた風評被害対策や地域振興事業について）

風評被害対策などについてはこの協議会において直接議論して頂ける事項ではないが、住民の安心感の醸成のためには必要な事項として、お願いとして申し上げたい。これらは、1月7日の住民説明会で知事が青森県の方針として明言されたことをきちんと実施して頂きたいために申し上げるものである。ただし、下述の調査はきちんと実施し、その結果を発表した上で然るべき対処をお願い申し上げたい。

風評被害の防止については、様々な方法があるが、今すぐ出来ることは、現場内から浸出水や汚染物質を出さないということが最大の対策ではないだろうか。そのためには、

- ① ラグーンを含む現場及びその周辺の地質断面の詳細な調査を実施し、把握すること
- ② 現場内の水がどの様に流れ、浸出しどこに行っているかきちんと分かる調査を行いその対策を直ちに実施すること
- ③ これらのことと明確にした上で青森県が地元住民や県民、消費者にアピールすること

これらの調査がきちんとされ把握し対策を講じています、と明言できることが、現場内から汚染が出ていないと言うことを、住民が自信を持って言えることになると考えている。

※上記①及び②について

- 1) 目的：本格的な浸出水処理場と雨水放流施設の建設を実情に沿う設計とする資料とする。
- 2) 概要：浸出水の計算などがあるが、その物質収支を探る上で重要なのは、不法投棄物と地層の透水係数である。おそらく透水係数は予測するしかないと思うが、せめて投棄物と地層の深さや体積などを確定し、ラグーン方面等へ流出する量を推算し、仮設の水処理施設における量測定から推算精度を向上させたい。
- 3) 手法：不法投棄現場を輪切りに例えば5度ずつの断面図を投棄物と地層を含めて提出して頂き、それに基づき物質収支を予測する。
- 4) 依頼事項
 - ・断面図は不透水地層までの断面図を5度ずつ強く要望。
 - ・その際、浸出水や潜伏水として流下しているなら、その量まで明記して頂きたい。
 - ・またその時の測定法(測定依頼企業名も含めて)も示して頂きたい。